

試験操業対象種の出荷方針

平成 25 年 12 月 25 日
福島県漁業協同組合連合会

1 はじめに

- (1) 今後、低レベルながら放射性物質が検出される可能性のある品目を扱うに当たり、食品衛生法の規定に基づく放射性セシウムの基準値（100Bq/kg）を超えるものを万が一にも流通させないため、試験操業期間中の出荷方針を定める。
- (2) 試験操業対象種は、原子力災害対策本部長から出荷制限がかかっていないものの中から、県のモニタリング検査結果を参考に、福島県と漁協等が行う重点検査を経て選定する。
- (3) 確実な安全確保と隣県の状況を考慮して出荷方針を2のとおりとする。

* 参考：隣県では、モニタリング検査等から自主的な基準値として 50Bq/kg を設定し、これを超えたものは水揚げ、もしくは生産を自粛している。

2 出荷方針

(1) 検査方法及び定義

- ① スクリーニング検査：漁協等が国のマニュアルに沿って行う NaI 及び CsI シンチレーションカウンターによる検査をいう。
- ② 精密検査：福島県水産試験場等が、漁協のスクリーニング検査を補完する目的で、国のマニュアルに沿って行う Ge 半導体検査機器による検査をいう。

(2) 検査ロット

同じ日に同一海域（福島県沖）で漁獲された同一魚種であっても、消費者等の安心に配慮し、相馬双葉地区、いわき地区の地区毎に検査を行う。

いずれかの検査所において、自主基準（50Bq/kg）を超えた場合は、県全体で同じ対応とする。

(3) 出荷対象の基準

食品衛生法の規定に基づく放射性セシウムの基準値は 100Bq/kg であるが、福島県内の試験操業においては、50Bq/kg 以下を出荷の対象とする。

ただし、スクリーニング検査で 25Bq/kg を超える種が出た場合、精密検査を行い、以下の対応を行う。

- ① 精密検査結果が 50Bq/kg 以下の場合
 - ・ 出荷を行う。
- ② 精密検査結果が 50Bq/kg を超えた場合
 - ・ 同種の県内全域での出荷を自粛する。
 - ・ 同一日に水揚げされ、他地区で検査を行い、すでに出荷したものについては、

流通業者、消費地市場等に連絡し販売前に流通を停止する。

- ・ 県に対して、当該魚種のモニタリング検査の強化を要請する。
- ・ その後、県のモニタリング検査において、1ヶ月以上安定して50Bq/kgを下回った場合は、福島県地域漁業復興協議会、漁協組合長会議等において協議し、出荷の自粛を解除する。なお、100Bq/kgを超えて、国の出荷制限等指示がかかった場合には、他の出荷制限魚種と同様の対応とする。

(4) 県のモニタリング検査結果の扱い

県のモニタリング検査において、50Bq/kgを超える種が出た場合は、(3)②に準じるものとする。

(5) 国への報告

スクリーニング検査において25Bq/kgを超え、精密検査を行った場合は、福島県漁連は、水産庁に対して、スクリーニング検査結果及び精密検査結果を報告する。

(6) 検査結果の公表

- ① スクリーニング検査結果及び精密検査結果については、福島県漁連のホームページにおいて公表する。
- ② 精密検査結果が、50Bq/kgを超えた場合には、その対応について福島県漁連のホームページにおいて速やかに広報する。

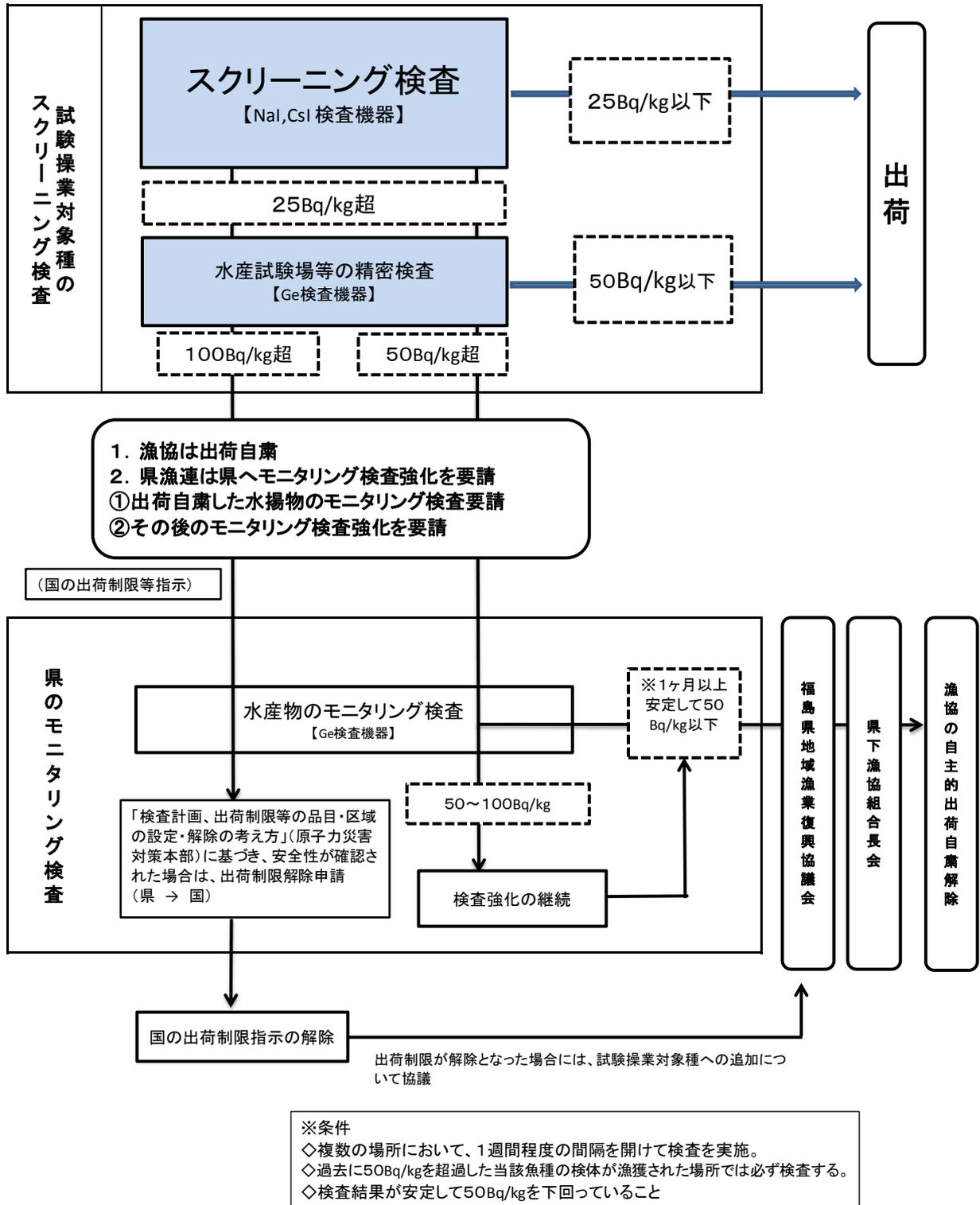
附則

平成26年1月1日より施行する。

平成24年11月26日に策定した相馬双葉漁業協同組合及び平成25年8月28日に策定したいわき地区の出荷方針は平成25年12月31日で廃止する。

平成26年6月29日 一部改訂

試験操業における検査体制と出荷方針

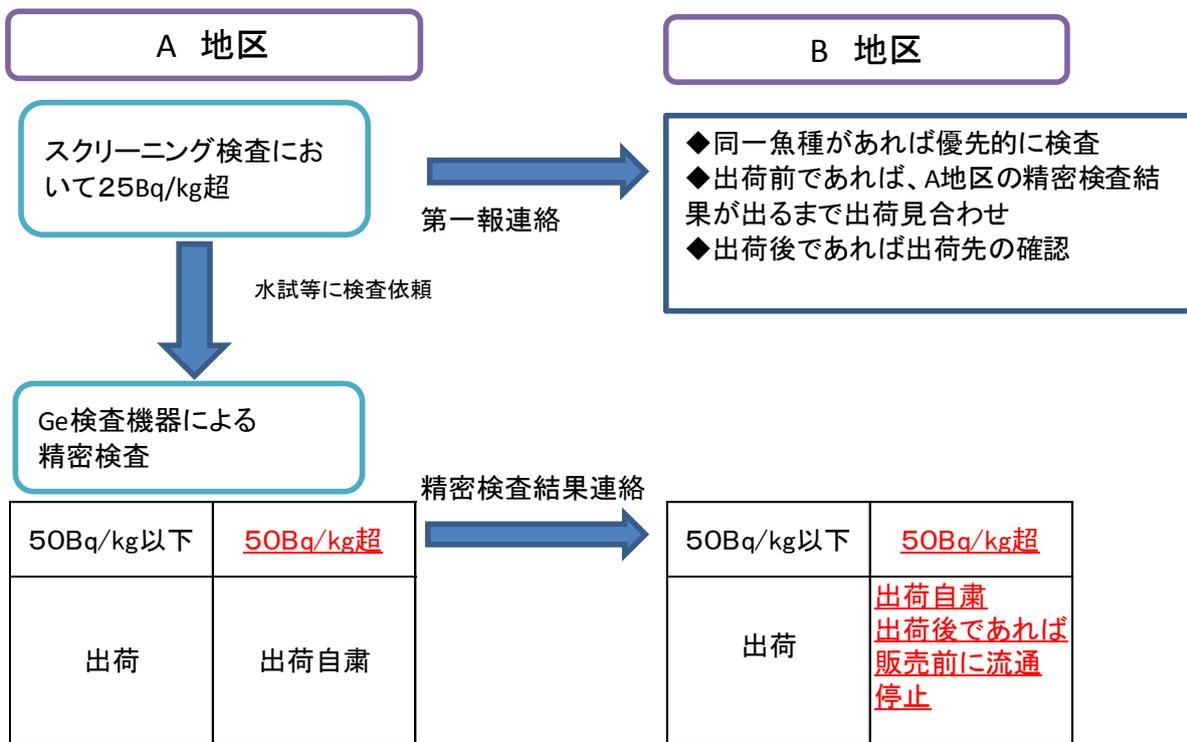


スクリーニング検査における検査ロットの考え方と出荷の方針

検査ロットの考え方

同じ日に同一海域(福島県沖)で漁獲された同一魚種であっても、消費者等の安心に配慮し、相馬双葉地区、いわき地区の地区毎に検査を行う。
いずれかの検査所において、自主基準(50Bq/kg)を超えた場合は、県全体で同じ対応とする。

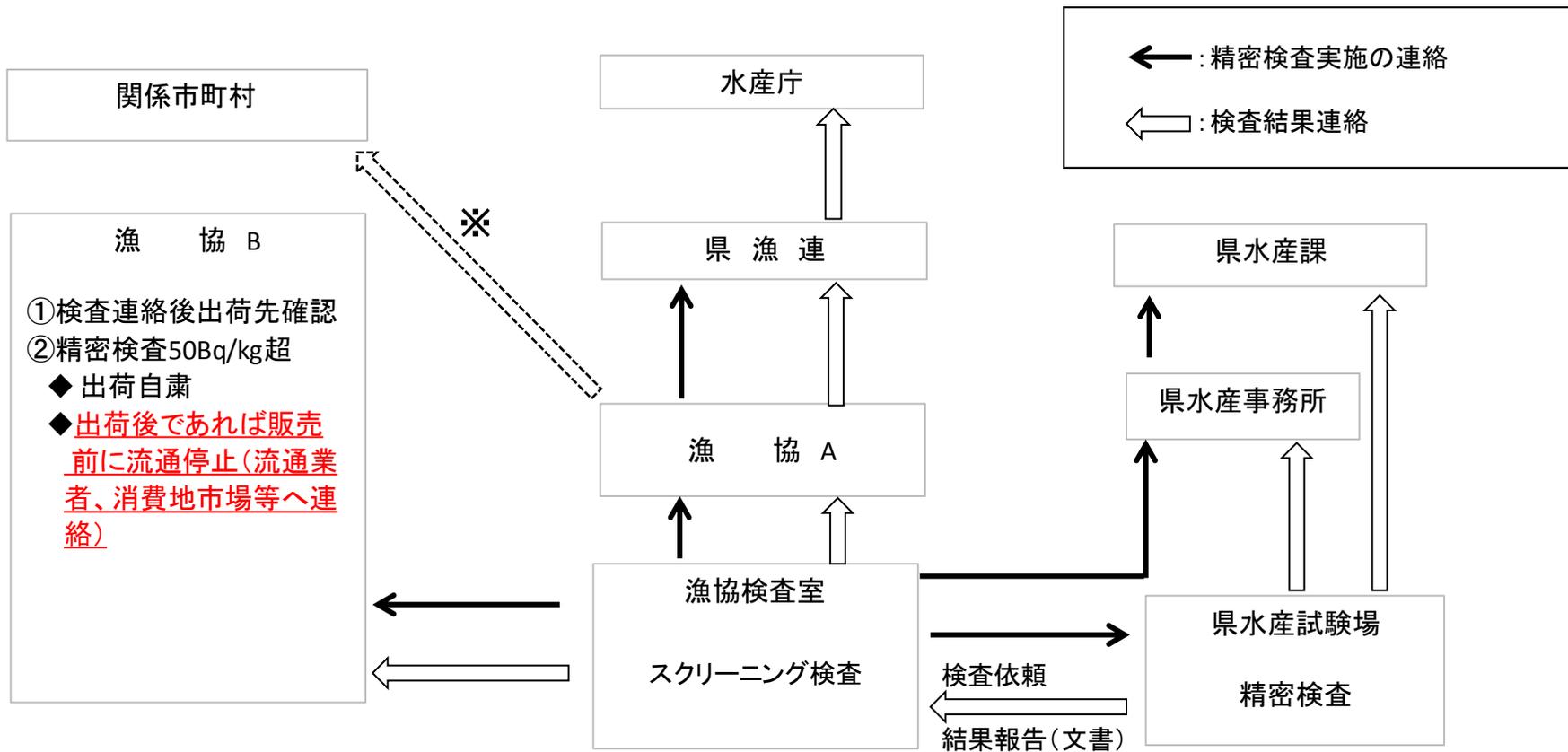
検査の連絡と対応(同一日にそれぞれの地区で水揚げ、検査が行われた場合)



福島県漁連

検査結果、出荷自粛について福島県漁連ホームページへ掲載する。

スクリーニング検査で25Bq/kgを超えて、精密検査を実施する場合の連絡体制



※: 精密検査で50Bq/kgを超えた場合のみ

■スクリーニング検査方法に基づき、ゲルマニウム検査機器により精密検査を行った場合には、水産庁様式により、県漁連から水産庁へ検査結果を報告する。

■スクリーニング検査結果報告(検査結果一覧等)については通常通り行う。